

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1016号

特別児童扶養手当の支給について

特別児童扶養手当とは、身体・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で監護・養育している保護者に対して手当の支給を行なう制度です。支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

【支給要件】

- 障がいが次の①～③のいずれかに該当する場合
- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方
- ② 療育手帳A1（重度度）、A2（中重度）、B1（中度）の一部の方
- ③ 精神の障がいがあり、①、②と同程度以上の認められる方

【手当額（令和元年度）】

- 1級 月額 5万2200円
- 2級 月額 3万4770円

【支給の制限】

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者・配偶者・扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合は支給されません。

【問い合わせ先】

健康福祉課（保健センター）
電話 70-10600

毎年10月1日は「浄化槽の日」です。

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法等について定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して制定されました。

合併処理浄化槽はトイレの水洗いで快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないよう、本来の機能を十分に発揮するようができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行い、高知県の美しい自然をみんなが守っていきましょう。

☆ 保守点検は定期的に行うことが義務づけられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをお勧めします。

☆ 清掃は年1回以上の実施が義務づけられています。市町村長の許可を受けた業者に頼みましょう。

☆ 法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受け取るようが義務づけられています。

【指定検査機関】

高知県環境検査センター
電話 0888-8600-24000

【浄化槽設置補助金に関する問い合わせ先】

建設課 電話 76-36917
標語

浄化槽を守ろう 僕たちの水環境
浄化槽で考えよう 私たちの未来

令和元年度複十シール募金のお願い

結核は、世界で年間1000万人が発症し、160万人が亡くなっています。日本でも年間1万7000人が発症し、2300人が亡くなっています。

新しく結核になる患者の6割を70歳以上の高齢者が占め、若年層の患者では外国生まれの割合が増加しており20歳代では約の割合を占めています。

日本は世界の中ではまだ中蔓延国ですが、2020年の東京オリンピック・パリオリンピックまでに結核低蔓延国の仲間入りをするための対策が進められています。

「結核のない世界をつくるための活動費として複十シール募金に取り組んでいますので、ご協力をお願いいたします。

【複十シール運動の目的】

結核を中心とした胸の病気をなくして、健康で明るい社会を作るため。

【募金の使道】

- ・ 国際協力として開発途上国への結核対策援助
- ・ 全国の結核予防団体の活動費
- ・ 結核や肺がん、慢性閉塞性肺疾患などの普及啓発
- ・ 呼吸器疾患の研究・調査

【問い合わせ先】

保健センター（本山町健康しずくし婦人会事務局）
電話 70-10600



結核と闘う「シールぼうや」

行政相談週間

10月7日（月）～13日（日）

～困ったら一人で悩まず行政相談～

行政の仕事やサービスで困っていること、分からないことがありますたら、総務省の行政相談をご利用ください。

本山町では、総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員が「1日行政相談」（無料・秘密厳守）を開設しますので、お気軽にご相談ください。

【日時】 10月10日（木）午前10時～午後3時

【場所】 役場2階 第2会議室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町本山3-13番地8

電話 76-22087

毎月第3木曜日は行政相談の日です。

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 10月17日（木）午前10時～正午

【場所】 役場2階 第2会議室

【相談員】 高知行政監視行政相談センター職員

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22023

消費税率変更に伴う

水道料金の取り扱いについて

令和元年10月1日より、消費税率の変更に伴い、本山町の水道料金に係る消費税率が、8%から10%へ変更となります。但し、10月以前の継続して使用されている方については、国の定める経過措置により10月使用分の水道料金に係る消費税率は、8%となります。

【問い合わせ先】

建設課 水道班

電話 76-39917

【窓口便り 8月末】

人口総数 3,488人

男 1,626人 女 1,862人

(前月比 1人増)

世帯数 1,864世帯(前月比 1世帯減)

前年度8月末現在人口 3,532人

出生 0人(男0人女0人)

死亡 3人(男2人女1人)

お名前 世帯主 年齢 地区

高橋 宏	本 人	77歳	四 区
高橋 重子	高橋 俊介	94歳	三 区
竹市 修	本 人	80歳	上 区

カレンダー

10月

1 火		16 水	区長便（予定）
2 水	区長便（予定）	17 木	行政相談日、古紙・ペットボトル回収日
3 木	肺ガン検診（ひろい）	18 金	民事・家事相談日
4 金		19 土	
5 土		20 日	
6 日	第74回本山町職域体育大会	21 月	秋の全国交通安全運動（～30日）、地域医療健診
7 月	地域医療健診	22 火	
8 火	農業委員会	23 水	
9 水		24 木	
10 木	一日行政相談日、公開講座第6講	25 金	
11 金	嶺北地区小学校陸上記録会（土佐町小中学校）	26 土	公開講座第7講
12 土	本山保育所運動会	27 日	町内一斉避難訓練
13 日		28 月	
14 月		29 火	
15 火		30 水	献血（AM）、高齢者教室
		31 木	介護・後期4期納期限、町県税・国保税3期納期限

※検診等、健康相談に関する問い合わせは、保健センター（TEL70-1060）まで。

※納税に関する問い合わせは、住民生活課 税務班（TEL76-2115）まで。